

【 投薬 】

494 生薬の算定について

《令和7年3月31日》

○ 取扱い

漢方処方調剤に用いる生薬の単独投与は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

生薬とは、動植物の薬用とする部分、細胞内容物、分泌物、抽出物又は鉍物等であり、2種類以上の生薬を決められた分量で組成して漢方薬として投与することが多いが、症状に応じて単独で投与する場合であっても有用と考えられる。

以上のことから、漢方処方調剤に用いる生薬の単独投与は、原則として認められると判断した。